

④八代市農業用機械・施設等復旧支援事業 (令和8年熊本地震)

令和8年熊本地震により被害を受けた、農業用機械・施設の再取得・修繕等に対する支援を行い、被災した農業者の早期の営農再開を図ります。

- ✓ 被災した施設等の復旧を行い、営農を継続する被災農業者等を支援します。
- ✓ 対象となるのは、農畜産物の生産・加工に必要な施設及びその附帯施設、農業用機械・加工用機械及びその附帯設備等の再取得・修繕等です。
- ✓ 被災した施設等の撤去や、農業用ハウス等に流入した土砂の除去も対象となります。
- ✓ 令和8年7月28日以降に取り組んだ（着工した）事業が対象です。

1 助成対象者

令和8年熊本地震により農業用機械・施設等に被害を受けた農業者

2 支援内容・助成率

(1) 施設等の修繕・取得・補強

1 農業用機械・畜舎等（園芸施設共済の加入対象外施設）の修繕又は取得

例）トラクター、コンバイン、畜舎、農舎、農業用井戸等

補助率：9/10 以内（検討中）

2 農業用ハウス等（園芸施設共済の加入対象施設）の修繕又は取得

例）農業用ハウス、加温用ボイラー、水耕栽培用ベンチ等

補助率：7/10 以内（検討中）

※園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額と合わせて最大9/10

※共済未加入の場合は最大7/10

※共済加入の場合は、補助金と支払共済金と併せて復旧額を補填

3 複数の被災農業者が共同で利用する農業用機械等の取得

原形復旧を超える規模の取得可能（ただし補助は個々の復旧費用の合計額の範囲内）

補助率：9/10 以内（検討中）

4 被災した営農施設等の補強

成果目標「付加価値額の拡大」が必須（事業費50万円以上 上限国費300万円、県費200万円）

補助率：7/10 以内（検討中）

5 農業専用トラックの修繕又は取得

新車登録から14年目までの車両に限る（資産計上や社名・補助金名印字等の要件あり）

補助率：9/10 以内（検討中）

2 支援内容・助成率（続き）

（2）被災施設等の撤去・土砂撤去

被災した施設（農産物の生産・加工に必要なもの）の解体、運搬、処理等

非住家の撤去等についても、市が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となり得ます。事業により条件が違いますので、市窓口にご相談ください。

国費は、下記「ア」と「イ」により算出した額を比較し、低い額が限度額となります。

ア 助成単価 × 施設面積 (円/㎡)

施設の種類	助成単価
ガラスハウス	3,200
鉄骨＋プラスチック	2,347
非鉄骨＋プラスチック	773
畜舎・農舎等	12,000
その他施設等	上記に準じる

※助成単価は検討中。

イ 実際の撤去費用をもとに算出した額

(1)園芸施設共済の加入対象外施設 (畜舎・加工施設等)

補助率：8/10 以内（検討中）

(2)園芸施設共済の加入対象施設（ハウス等）

補助率：8/10 以内（検討中）

※園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて最大10/10

※共済未加入の場合は最大8/10

※ この他「農業用ハウス等に流入した土砂の運搬・処理等」や「農業用ハウス等に流入した土砂混じりがれきの運搬・処理等」も支援対象になります。

3 成果目標

助成対象者は、以下の成果目標を設定する必要があります。

【必須目標】

農業経営の維持

【選択目標】（機械を取得した場合）

次のいずれか1つ：①経営面積の拡大 ②農産物の価値向上
③単位面積当たり収量の増加 など

<留意事項>

- 農産物の生産・加工に必要な施設以外の施設、附帯・補完的器具（育苗箱、パレット等）、消耗品（マルチ、燃料、農薬、肥料等）は対象となりません。
- 原形復旧を超える部分は自己負担となります。※（1）③は除く
- 修繕・再取得した農業用機械等は、気象災害等による被災に備えた保険への通年加入が必要です。



詳細はこちら（市HP）

営農再開ワンストップ相談窓口 TEL 0965-30-1671

八代市農林水産政策課 TEL 0965-33-4117